

報告第25号

専決処分について報告の件（その3）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、請負契約額の変更について次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成30年7月24日提出

芽室町長 手 島 旭

### 専 決 処 分 書

#### 請負契約額の変更

町は、請負契約の額を次のとおり変更する。

- 1 工 事 名 分線川排水路災害復旧工事（H28繰越）
- 2 工 事 場 所 芽室町 渋山
- 3 契 約 金 額 変更前 121,467,600円  
変更後 121,456,800円
- 4 契約の相手方 芽室町東3条1丁目7番地  
丹野建設株式会社  
代表取締役 丹野 泰彦
- 5 工 期 自 平成29年 6月19日  
至 平成30年 8月10日
- 6 工 事 概 要 分線川第1排水路災害復旧（渋山6・7・10・11）  
連結ブロック布設替、土砂埋そく除去、特殊かご、法面復旧、  
捨石工、流入工、産業廃棄物処理、仮設工
- 7 工事変更内容 端数精査による設計額の変更

平成30年6月29日 専決処分

#### 説 明

分線川排水路災害復旧工事（H28繰越）について、工事請負契約書第29条第4項の規定により請負契約額について変更契約を締結したものであります。

分線川排水路災害復旧工事（H28繰越）位置図

